

異議申立書

平成24年3月23日

総務大臣 殿

異議申立人 青山貞一

次のとおり異議申立てをします。

1. 異議申立人の住所、氏名および年令

東京都品川区小山3-22-22

青山貞一 65才

2. 異議申立てに係る処分

総務大臣が平成24年1月25日付け（総基環第11号）で行った異議申立人に対する不開示決定。

3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

平成24年1月26日

4. 異議申立ての趣旨

上記2. 記載の不開示決定処分を取り消し、開示とする決定を求める。

5. 異議申立ての理由

(1) 上記2. 記載の処分における不開示決定について、処分庁は、当該処分の通知書において CISPR において電力線搬送通信設備(PLT)に関連し、2005年以降に、我が国が提出及び受領した文書については、公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条第3項の規定に該当する不開示情報（国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがある情報）であるため、不開示としましたと説明している。

(2) しかしながら、CISPR は各国の専門家が集結して様々な観点の検討結果を提出しあい、評価したうえで国際規格を定める特別委員会であって、いわゆる外交の場とは異なる。従って、総務大臣が CISPR に提出した意見に対する専門家の評価が得られる場である。異議申立ての審理に資するためにも、これまで総務大臣が CISPR にどのような貢献をしたのか、また、それらに対して各国の専門家がどのような意見等を述べたのかを国民に対して広く開示することが必要であり、そうでなければ異議申し立て審理の客観性・公正さが担保されない。開示されるべきである。

さらに異議申し立ての理由として以下の各項についても配慮されたい。

1) 本件は過去5年にわたり、異議申し立て者を含む115名が総務省相手に電波監理審議会の異議申し立てを行いすでに21回審理を行ってきたことに密接に関わる事案であること。

2) 異議申し立て審理の中で、総務省は一貫して CISPR を含む国際会議における情報を異議申し立て人側に開示してこなかったこと。

- 3)理由として想定されるのは、国際会議の場での総務省の主張が、諸外国からほとんど賛意をえておらず、それを開示すると、異議申立人に有利になると考えていること。
- 4)近年、外務省、防衛省以外の省庁でも軽々に外交的案を理由に、内部審査遅延、その上で「黒塗り」や全面非開示となる案件が増えていると推察できる。外交的事案というだけで国民に対する開示義務を怠ることは法の趣旨に反すると考えられること。
- 5)さらに CISPR 関連情報について調べたところ、すでに民間業者が CISPR 情報を有料で頒布していることも分かった。国が外交的事案であり、国際機関との信頼関係が損なわれるとして全面非開示を決定していることは法の趣旨から著しく逸脱するものと考えられること。

6. 処分庁の教示の有無及びその内容

上記2. 記載の処分における通知書において「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、総務大臣に対して異議申し立てをすることができます。」等の教示があった。